

---

## 0061. 利用者システム設定呼出し

---

業務コード	業務名
USA11	利用者システム設定呼出し

## 1. 業務概要

入力された利用者コードに対する利用者システム設定申込情報を呼び出す。呼び出された情報は、「利用者システム設定申込（USA）」業務により各種利用者システム設定の登録並びに変更を行うことを可能とする。

## 2. 入力者

航空会社、航空貨物代理店、混載業、保税蔵置場、船会社、CY、輸出入者、バンプール

## 3. 制限事項

- ① 1利用者コードに対して、呼出し可能な輸出入許可書を出力する輸出入者コードは最大100件とする。
- ② 1利用者コードに対して、呼出し可能な到着便名と路線コードは最大100件とする。
- ③ 1利用者コードに対して、呼出し可能な機長代行受託航空会社は最大100件とする。
- ④ 1利用者コードに対して、呼出し可能な委託元航空会社に関する項目は最大98件とする。

## 4. 入力条件

### (1) 入力者チェック

- (A) システムに登録されている利用者であること。
- (B) 入力された利用者コードと、入力者の利用者コードが一致すること。

### (2) 入力項目チェック

#### (A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

#### (B) 項目間関連チェック

なし。

### (3) 利用者DBチェック

入力された利用者コードが輸出入者（外為法関連業務）\*1ではないこと。

（\*1）先頭1文字目が「V」の利用者コード。

## 5. 処理内容

### (1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-0000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照）

## (2) 利用者の業種による編集処理

入力された利用者コードの業種（利用者DB）の組み合わせにより実施される編集処理は以下の通り

項番	入力者の条件	編集処理
1	船会社である場合	下記（a）
2	項番1に該当しないかつ保税蔵置場またはCYである場合	下記（b）、（c）
3	項番1～2に該当しないかつ航空会社であり、輸出入者、混載業、航空貨物代理店いずれの業種を持たない場合	下記（d）～（f）
4	項番1～3に該当しないかつ航空会社である場合	下記（a）～（j）
5	項番1～4に該当しないかつ輸出入者であり、混載業または航空貨物代理店でもある場合	下記（g）～（j）
6	項番1～5の該当しないかつ輸出入者の単独業種である場合	下記（g）、（h）
7	項番1～6に該当しないかつ混載業または航空貨物代理店である場合	下記（i）、（j）
8	項番1～7に当てはまらない場合	下記（a）～（j）

### (a) 船会社・混載コード関連情報編集処理

入力者が船会社である場合、船会社・混載コードDBより編集処理を行う。

### (b) 保税地域関連情報編集処理

入力者が保税蔵置場またはCYである場合、保税地域DBより編集処理を行う。

### (c) バンプール・CY利用者関連情報編集処理

入力者がバンプールまたはCYである場合、バンプール・CY利用者DBより編集処理を行う。

### (d) 路線コード関連情報編集処理

入力者が航空会社である場合、路線コードDBより編集処理を行う。

### (e) 機長代行者／資格変更届利用者関連情報編集処理

入力者が航空会社である場合、機長代行者／資格変更届利用者DBより編集処理を行う。

### (f) 輸出航空会社利用者関連情報編集処理

入力者が航空会社である場合、保税地域DB、航空会社DB、国DB、輸出航空会社利用者DBより編集処理を行う。

### (g) 国内用輸出入者関連情報編集処理

入力者が輸出入者である場合、国内用輸出入者DBより編集処理を行う。

### (h) XML利用者情報関連情報編集処理

入力者が輸出入者である場合、XML利用者情報DBより編集処理を行う。

### (i) 混載業関連情報編集処理

入力者が混載業である場合、混載業DBより編集処理を行う。

### (j) 航空貨物代理店関連情報編集処理

入力者が航空貨物代理店である場合、航空貨物代理店DB、航空貨物代理店利用者DBより編集処理を行う。

## (3) 注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

- ①国内用輸出入者DBに登録されている呼出し対象の情報出力先利用者コードが使用不可となっている。
- ②混載業DBに登録されている呼出し対象の混載業利用者コード（マニフェスト用）が使用不可となっている。

- ③混載業DBに登録されている呼出し対象の航空代理店利用者コードが使用不可となっている。
- ④航空貨物代理店利用者DBに登録されている代表通関業利用者コードが使用不可となっている。
- ⑤航空貨物代理店利用者DBに登録されている呼出し対象の代表混載業利用者コードが使用不可となっている。

## 6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
利用者システム設定 (船会社) 情報	出力情報判定処理の項番 1 に該当する場合	入力者
利用者システム設定 (保税蔵置場・CY) 情報	出力情報判定処理の項番 2 に該当する場合	入力者
利用者システム設定 (航空会社・機長代行) 情報	出力情報判定処理の項番 3 に該当する場合	入力者
利用者システム設定 (輸出入者・混載業・ 航空貨物代理店) 情報	出力情報判定処理の項番 5 に該当する場合	入力者
利用者システム設定 (輸出入者) 情報	出力情報判定処理の項番 6 に該当する場合	入力者
利用者システム設定 (混載業・航空貨物代 理店) 情報	出力情報判定処理の項番 7 に該当する場合	入力者
利用者システム設定 (全業種) 情報	出力情報判定処理の項番 4 または 8 に該当する場合	入力者

## 7. 特記事項

CSFオンラインメンテナンス規制時間帯DBにて定められた時間帯は業務規制時間帯となり、当該業務を実施することができない。(規制時間帯は別途定めることとする)